

CONDITIONS OF CARRIAGE BY CHARTER FLIGHT

国際貸切運送約款

Effective from December 28, 2024

2024(令和 6)年 12 月 28 日発効

Nippon Cargo Airlines Co., Ltd.

1-18-16 Hamamatsucho,

Minato-ku, Tokyo,

Japan

日本貨物航空株式会社

東京都港区浜松町一丁目 18 番 16 号

国際貸切運送約款

－ 2024 年 12 月 28 日発効 －

目 次

	頁
第 1 章 総則	
第 1 条 定義	1
第 2 条 約款の適用	2
第 3 条 割引運送	2
第 4 条 約款の変更	2
第 5 条 適用約款	2
第 6 条 貸切契約	3
第 7 条 運航経路選択	3
第 8 条 航空機の変更	3
第 9 条 航空便のスケジュール、延着、取消及び責任	3
第 10 条 許容搭載量	3
第 11 条 航空機の特性	4
第 12 条 乗員の権限	4
第 13 条 用機者による虚偽申告その他の違反	4
第 14 条 用機者による手配	4
第 15 条 品目明細書	4
第 2 章 貸切料金その他の料金	
第 16 条 貸切料金	4
第 17 条 附随の業務及び料金	5
第 18 条 適用貸切料金その他の料金	5
第 19 条 取消手数料	6
第 20 条 免責	6
第 21 条 取消及び解除の場合の貸切料金その他の料金	6
第 3 章 貨物運送	
【第 1 節 航空運送状】	
第 22 条 荷送人による準備	6
第 23 条 貨物の状況及び外見	7
第 24 条 準備、補完又は訂正	7
第 25 条 記入内容に関する責任	7
第 26 条 変造	7

【第2節 貨物料金】

第 27 条	料金全額の支払	7
第 28 条	未払料金に対する保証	7
第 29 条	料金の基礎	8
第 30 条	立替払手数料	8

【第3節 貨物の運送引受】

第 31 条	価額制限	8
第 32 条	貨物の荷造及び荷印	8
第 33 条	引受可能貨物	8
第 34 条	条件付引受貨物	9
第 35 条	特殊貨物に関する条件の違反に対する責任	9
第 36 条	貨物の検査	9
第 37 条	パレット・コンテナ等	9

【第4節 運送中の貨物】

第 38 条	適用法令等の遵守	9
第 39 条	立替払及び税関手続	10
第 40 条	運送中の貨物に対する会社の権利	10
第 41 条	遅延及び取消	10
第 42 条	貨物運送の優先順位	10

【第5節 荷送人の貨物処分権】

第 43 条	処分権の行使	10
第 44 条	荷送人の選択権	10
第 45 条	費用の支払	11
第 46 条	会社の履行不能	11
第 47 条	荷送人の権利の範囲	11

【第6節 貨物の引渡】

第 48 条	荷受人に対する引渡	11
第 49 条	到達通知	11
第 50 条	荷受人による受取拒絶	11
第 51 条	引渡場所	12
第 52 条	変敗物の処分	12
第 53 条	貨物添乗者	12
第 54 条	出発地空港までの運送及び到達地空港以遠への運送	12
第 55 条	ターミナル・サービス料金	12

第4章 旅客運送

【第1節 航空券】

第56条	航空券の発行	13
第57条	航空券の有効性	13
第58条	航空券の非譲渡性	13
第59条	搭乗手続	13
第60条	運送の拒否及び制限	13
第61条	条件付運送引受	14
第62条	運送の制限	14

【第2節 手荷物】

第63条	手荷物の受付の制限	14
第64条	手荷物の検査等	15
第65条	受託手荷物	15
第66条	手荷物の受取及び引渡	15
第67条	責任限度額を超える手荷物の申告及び従価料金	15

【第3節 出入国手続】

第68条	適用法令等の遵守	15
第69条	旅券及び査証	16
第70条	税関検査	16
第71条	官公署の規制	16
第72条	保安検査	16

第5章 運送人の責任

【第1節 貨物に関する責任】

第73条	価額の申告	16
第74条	責任の制限	16
第75条	貨物の損害賠償請求期限及び出訴期限	18

【第2節 旅客及び手荷物に関する責任】

第76条	旅客及び手荷物に関する責任制限	18
第77条	旅客及び手荷物の損害賠償請求期限及び出訴期限	19
第78条	適用法令等	20
第79条	使用人に対する適用	20
第80条	法令違反条項	20
第81条	改訂及び権利放棄	20

おことわり: 日本語による国際貸切運送約款は、お客様の参考のためのものであり、英文によるものが正文となっておりますのでご注意ください。

第1章 総則

第1条 定義

事前のとりきめとは、貨物の差出に先立って、用機者又は荷送人と会社との間でなされる特別の手配をいいます。

航空運送状とは、荷送人によって又は荷送人に代わり会社若しくは用機者によって作成された非譲渡証券で、貸切契約による荷送人と会社間の会社の路線上の貨物の運送契約を証するものをいいます。

適用法令等とは、法律、政令及び省令並びに官公署のその他の規制、規則、命令、要求及び要件で、会社が行う旅客、手荷物又は貨物の運送に適用されるものをいいます。

手荷物とは、旅行にあたり旅客の着用、使用、娯楽又は便宜のために必要な、又は適当な、旅客の物品、身廻品その他の携帯品をいい、別段の定めのない限り、受託手荷物及び持込手荷物の両方を含みます。

手荷物切符とは、受託手荷物を運送するための航空券の一部分で、会社が受託手荷物の受領証として発行するものをいいます。

手荷物合符とは、受託手荷物の識別のために会社が発行する証票で、会社により個々の受託手荷物に取付けられる手荷物合符(添付合符)と旅客に交付される手荷物合符(引換合符)とをいいます。

料金とは、貸切運送に適用される賃率に基づき当該運送のために支払われる料金額又は当該運送に関連する特別の業務若しくは付随的業務のために支払われる料金額をいいます。

貨物とは、次のいずれかをいいます。

- (1)「物品」と同義語で、郵便物及び手荷物を除く、航空機で運送され又は運送することができる一切の物をいいます。
- (2)「受託貨物」と同義語で、会社が別段の定めをする場合を除き、会社が一荷送人から一時に一カ所で受けた一個又は数個の物品で、一口として一通の航空運送状により、一到達地住所の一荷受人宛ての運送のために受領される物をいいます。

貸切運送とは、「貸切輸送」と同義語で、貸切契約による無償又は有償での貨物の航空運送をいいます。

貸切契約とは、用機者と会社間の、一以上の限定された旅程に対する乗員付の航空機の全部又は一部の貸切に関する契約をいい、会社は、貸切契約により、荷送人と貨物の貸切運送につき契約します。

貸切便申請書とは、会社の定める書式により用機者が作成し、署名した貸切航空便の申請書をいい、これにより会社は、会社が定め日本国土交通省が認可した料金適用規則の規定に基づき用機者の貸切航空便に対する資格の審査及び確認を行います。用機者は、上記申請書の記載事項につき、自己の知り、かつ、信ずる限りにおいて真正であることを保証するものとします。当該規則は、会社の営業所及び会社が定期便を運航している空港の事務所で閲覧することができます。

用機者とは、会社と契約する当事者として貸切契約書にその名を記入されている者をいいます。航空運送状につき用機者がなしたすべての行為は、荷送人の代理人としてなされたものとみなします。

受託手荷物とは、会社が保管する手荷物で、会社が手荷物切符及び手荷物合符を発行したものをいいます。

市内空港間サービスとは、会社の市内貨物取扱所と出発地空港又は到達地空港との間の貨物の地上運送をいいます。

荷受人とは、会社が貨物を引渡すべき者として航空運送状にその名を記入されている者をいいます。

条約とは、次のいずれかの条約のうち、当該運送契約に適用されるものをいいます。

1929年10月12日ワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下「ワルソー条約」といいます。)

1955年9月28日ハーグで署名された「1955年にハーグで改正されたワルソー条約」(以下「ハーグ改正ワルソー条約」といいます。)

1975年のモントリオール第四議定書で改正されたハーグ改正ワルソー条約(以下「モントリオール改正ワルソー条約」といいます。)

1999年5月28日モントリオールで締結された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下「モントリオール条約」といいます。)

通関荷受人とは、「通関取扱代理人」と同義語で、荷受人に代り通関手続を行うべく指定されている通関業者又はその他の荷受人の代理人をいいます。

日とは、暦に従う日数をいい、日曜日及び国民の祝日を含みます。ただし、通知のための日数計算にあたっては、通知を発した日を数えません。また、貨物の貸切運送に伴う通知の日数計算にあたり最終日が日曜日又は国民の祝日にあたる場合、これを算入しません。

配達サービスとは、到達地空港から荷受人の住所若しくは荷受人の指定代理人の住所又は関係官公署の要求に基づく当該官公署までの入国貨物の地上運送をいいます。

到達地とは、航空運送状又は航空券に記入されている最終目的地をいいます。

搭乗用片とは、旅客切符の一部分で、旅客の貸切運送が有効に行われる特定の区間を明記している用片をいいます。

国際運送とは、条約が適用される場合を除き、運送契約により出発地といずれかの着陸地が2国以上ある貸切運送をいいます。この定義で使用する「国」には、主権、宗主権、委任統治、権力又は信託統治の下にある全地域を含みます。

会社とは、日本貨物航空株式会社をいいます。

会社規則とは、この約款以外の貨物、旅客及び手荷物に関する会社の規則及び規定(料金及び賃率の表を含みます。)をいいます。

旅客とは、運送契約の下に貸切航空機で運送される人をいいます。ただし、乗務員を除きます。

旅客用片とは、旅客切符の一部分で、旅客にとって会社と旅客間の旅客の運送契約の証拠書類となるものをいいます。

旅客切符とは、会社により発行される、旅客の貸切運送をするための航空券の一部分をいいます。

集荷サービスとは、集荷地点から出発地空港までの出国貨物の地上運送をいいます。

賃率とは、物品の単位重量(若しくは単位容積)又は単位価額の運送に対して、会社が申し受ける金額をいいます。

SDRとは、国際通貨基金の定める特別引出権(スペシャルドローイングライト)をいいます。SDR 建てで示された額の各国通貨への換算は、次により行うものとします。

- (1) この約款の第73条においては、航空運送状の発行日に有効な当該通貨のSDR価値によります。
- (2) この約款の第74条第4項、第76条(3)及び(4)項においては、訴訟の場合にあっては、最終口頭弁論終結の日に有効な当該通貨のSDR価値により、また、訴訟以外の場合にあっては、支払うべき損害賠償金額の確定した日に有効な当該通貨のSDR価値によります。

受託貨物とは、積荷と同義語で、この約款に別段の定めのある場合を除き、会社が一荷送人から一時に一ヶ所で受けた1個又は数個の物品を一口として、1通の航空運送状により一到達地住所の一荷受人に宛てる運送のために受領される物をいいます。

荷送人とは、貸切契約により会社と貨物の運送を契約する当事者として、航空運送状にその名を記入されている者をいいます。

途中降機とは、運送人が事前に承認したもので、出発地と到達地との間の地点で旅客が行う計画的中断をいいます。

航空券とは、旅客及びその手荷物の運送のために会社が発行する「旅客切符及び手荷物切符」をいい、すべての搭乗用片、旅客用片その他の用片を含みます。

持込手荷物とは、受託手荷物以外の手荷物をいいます。

第2条 約款の適用

1. この約款及び会社規則の定めは、条約上のいかなる規定をも修正し又はいかなる権利をも放棄するものではありません。
2. この約款は、条約と抵触しない範囲において、この約款に附属して設定された料金により会社が行う貨物の貸切運送及びこれに附随するすべての業務に対して適用されます。また、この約款は、会社当該貸切飛行を実施し又はそれを引受けるにあたっての約款として、貸切契約又は航空運送状上の条項として規定され、用機者及び荷送人により明示的に同意された条項としての効力を有するものとします。

第3条 割引運送

割引での貸切運送に関しては、会社は、この約款の全部又は一部の適用を排除する場合があります。

第4条 約款の変更

会社は、この約款又はそれに基づく会社規則を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、会社のホームページ等への掲示を含む、インターネットの利用その他の適切な方法により運送約款の変更内容等を告知するものとします。

第5条 適用約款

貨物の貸切運送は、貸切運送の開始日において有効なこの約款及び会社規則の定めに従います。

第6条 貸切契約

会社の定める書式により用機者と会社間に貸切契約が締結されなければ、貸切運送は行われません。用機者は、貸切便申請書を提出して会社の承認を受けなければ貸切契約を締結できません。会社の承認を受けた貸切便申請書は、貸切契約の締結に際して、貸切契約の一部となります。

第7条 運航経路の選択

貸切便の運航経路は、会社の選定するところによります。ただし、会社が、安全で、かつ、運航可能と判断する最短経路によることとします。

第8条 航空機の変更

会社が用機者に対し貸切契約に定める型式の航空機を提供することができない場合、会社は、何らの予告なしに、また、何らの責任も負うことなしに、他の型式の航空機を使って運送を行い又は他の航空運送人への変更を手配し、当該航空運送人が会社に代って、貸切契約に定める型式の航空機若しくは他の型式の航空機により、当該運送を実施するよう手配することができます。会社が当初の貸切航空機と異なる航空機に変更するときには、料金はいかなる場合にも当初の貸切航空機の適用料金を超えることはありません。また、当初の貸切航空機の適用料金よりも低い料金が適用される航空機に変更する場合、当該低料金が適用されます。当該航空運送人又は航空機の型式の変更に起因する旅客、荷送人、荷受人その他の当該貸切契約による貸切航空便に利害関係を有する者からの賠償請求につき、用機者は会社を免責するものとします。

第9条 航空便のスケジュール、延着、取消及び責任

1. 貸切契約に示されている貸切航空便の運航時刻は、予定であって、会社はこれを保証するものではありません。
2. 会社は、次のいずれかの事由によるときは、予告なしに貸切航空便を取り消し、打ち切り、迂回させ、延期させ、早発させ若しくは延着させ又は旅客、手荷物の全部若しくは一部を搭載せずに貸切航空便を出発させ、又は離着陸すべきかどうかを決定することができます。この場合、会社は、用機者、旅客、荷送人、荷受人その他の当該貸切航空便に利害関係を有する者に対し、いかなる責任も負いません。
 - (1) 会社の管理不能な事実(気象条件、天災地変、ストライキ、暴動、騒擾、出入港停止、空港発着規制、戦争、敵対行為、動乱又は国際関係の不安定等の不可抗力をいいますが、これらに限定されるものではありません。)で、現実が発生し、発生のおそれがあり若しくは発生が報告されているもの、又はその事実 directly 若しくは間接に起因する延着、要求、条件、事態若しくは要件
 - (2) 予測、予期又は予知し得ない事実
 - (3) 官公署の規制、命令、要求又は指示
 - (4) 労働力、燃料若しくは設備の不足、又は会社その他の者の労働問題
 - (5) 貸切航空機の安全に係る整備上又は運航上の問題

当該貸切航空便の開始前に上記取消がなされた場合、会社は、収受済の貸切料金その他の料金及び費用から当該貸切航空便のために、会社が実際に支出した料金及び費用を差引いた金額を払戻します。当該貸切航空便の開始後に上記打ち切りがなされた場合、実施済の運送に対する貸切料金その他の料金及び費用を第 21 条に従い計算し、差額を払戻します。

第10条 許容搭載量

用機者又は荷送人は、貸切飛行中の貸切航空機のスペースにつき、貸切契約の定めに従い、その全部又は一部を利用することができます。ただし、貸切航空便の各区間の許容搭載量は、会社が決定するところによります。貨物、旅客又は手荷物は、貸切航空機の当該許容搭載量の範囲内において運送されます。会社は、用機者又は荷送人が利用しない貸切航空機上のスペースを利用し、人及び物を運送することができますが、この場合にも、第 16 条に定める貸切料金その他の料金及び費用を減額することはありません。

第11条 航空機の特性

用機者に提供する貸切航空機の特性は、貸切契約の締結時に会社が指定します。会社は、気象条件又はその他の運航上、整備上若しくは経済上の理由により、当該特性を変更することができます。

第12条 乗員の権限

貸切航空機は、いついかなる場合においても、当該貸切航空機に乗務している会社の乗員の指揮及び管理の下にあり、当該乗員は、安全を確保するために必要なすべての措置をとることができます。また、当該乗員は、飛行の安全に関し、搭載量、搭載位置、飛行経路、当初の出発地点その他のすべての出発地点からの出発時刻、貸切航空便を運航するかどうか、どこに着陸すべきかにつきすべて決定します。用機者、荷送人及び旅客は、当該決定を遵守し、当該乗員のすべての命令に従わなければなりません。

第13条 用機者による虚偽申告その他の違反

用機者、荷送人、荷受人その他の貸切航空便に利害関係を有する者が貸切契約の条項若しくは適用法令等に違反し、又は従わなかった場合、又は用機者による貸切便申請書の申告事項に虚偽がある場合、会社は何らの警告又は正式な通知をなすことなく、また、用機者その他の上記利害関係者に対し何らの責任も負うことなく、貸切契約を取り消し、又は貸切飛行の開始後の場合には直ちに貸切飛行を打切ることができます。上記取消が貸切飛行の開始前になされた場合には、会社は、用機者から第 19 条に定める取消手数料を徴収することができます。上記打切が貸切飛行の開始後になされた場合、第 19 条に定める取消手数料を打切手数料として徴収することができます。上記理由による貸切契約の取消及び解除は、当該違反、不遵守又は虚偽申告に係る損害につき会社が用機者に賠償請求することを妨げるものではありません。用機者は、当該取消又は解除に起因する荷受人その他の当該貸切契約による貸切航空便に利害関係を有する者からの賠償請求につき、会社を免責するものとします。

第14条 用機者による手配

用機者は、会社又は貸切航空機に乗務する会社の乗員の指定する時刻までに旅客が到着し、また、手荷物及び貨物の搭載ができるようにするために必要なすべての手配をなすこととします。用機者が当該指定時刻に貨物及び手荷物の搭載又は旅客の搭乗準備を完了しない場合、会社は、貸切航空便のいかなる区間を運航している貸切航空機の出発をも遅延させる義務はなく、その一部を搭乗せずに又は搭載せずに貸切航空便を出発させることができます。用機者が当該出発の遅延を要請し、会社がこれに応じた場合、用機者は、当該遅延に伴い会社が蒙るすべての料金、経費及び費用を会社に支払わなければなりません。

第15条 品目明細書

貸切飛行に先立ち、用機者は、貸切航空便により運送されるすべての貨物の品目及び価額の明細書で、用機者又はその代理人が署名したものを会社に提出するものとします。

第2章 貸切料金その他の料金

第16条 貸切料金

1. 貸切航空便に適用する次の料金(以下「貸切料金」といいます。)は、用機者により支払われるものとします。
 - (1) 貸切航空便の貸切マイル数(会社が定める標準マイル)若しくは貸切航空機の離陸開始時刻から着陸完了時刻までの貸切時間に基づき計算した飛行料金、又は区間ごとに設定した飛行料金
 - (2) 貸切航空機を用機者が要求する地点に回送し、会社が要求する地点に返送するために必要な空輸マイル数(会社が定める標準マイル)若しくは空輸時間(離陸開始時刻から着陸完了時刻までの飛行時間)に基づき計算した空輸料金、又は区間ごとに設定した空輸料金
 - (3) 用機者の要求により貸切航空機が地上で通常要する時間を過ぎて滞留した場合の拘束料金又はけい留料金
 - (4) 申告価額につき貨物に課せられる従価料金

- (5) 用機者又は用機者に代わり、荷送人その他の者からの要求により、会社が定期便を運航していない空港で行う着陸又は取扱業務につき課せられる着陸料金、格納料金、地上取扱料金又は運航管理業務料金等
2. 乗員付貸切航空機、燃油類、整備作業及び機内食の経費は、会社の負担とします。

第17条 附随の業務及び料金

次の業務又は料金は貸切料金に含まれず、貸切料金とは別に、この約款の定めに従い、用機者、荷送人、荷受人又は荷主のいずれか該当する者が支払うものとします。

- (1) 地上輸送業務(地上連絡輸送を含みます。)
- (2) 適用法令等に基づき賦課される通関検査手数料、関税その他の公租公課、諸料金、科料及び手数料
- (3) 作業員の手配又は特別の機器若しくは設備の調達に要する経費
- (4) 保険料
- (5) 集荷サービス、配達サービス及び市内空港間サービス
- (6) 保管及び倉庫業務
- (7) 前払費用及び立替払料金
- (8) 荷造補修費用
- (9) 発地への貨物の返送のための費用又は他の運送機関による出発地までの貨物の運送、貨物の積替若しくは到達地以遠への貨物の運送のための費用
- (10) 貸切契約の締結後、荷送人により申告された貸切運送に対する価額につき貨物に課せられる従価料金
- (11) その他類似の業務、料金又は費用

第18条 適用貸切料金その他の料金

1. 会社が別段の定めをする場合を除き、用機者及び荷送人は、貸切飛行の開始前に確定している範囲において、当該貸切運送に適用される貸切料金その他の料金及び費用を支払わなければならない、当該料金及び費用が支払わなければ、会社は、貸切運送を行いません。
2. 貸切運送に適用される貸切料金その他の料金及び費用は、会社が適法に設定した料金で、貸切運送の開始日時に有効な料金及び費用とします。当該貸切運送のために収受した貸切料金その他の料金及び費用が上記に基づき適用される貸切料金その他の料金及び費用でない場合、会社は、この約款の定めに従い、各場合に依りて、その差額を用機者、荷送人、荷受人若しくは荷主に払戻し、又は用機者、荷送人、荷受人若しくは荷主から追徴します。
3.
 - (1) 貸切料金その他の料金及び費用は、適用法令等に反しない、会社が指定する通貨であれば、貸切料金その他の料金及び費用が設定されている通貨以外の通貨でも支払うことができます。貸切料金その他の料金及び費用の支払通貨への換算は、会社規則に別段の定めのない限り、会社が定める換算率によります。
 - (2) 用機者は、会社に対し、貸切運送の開始前に貸切料金その他の料金及び費用を会社が指定する方法で支払わなければならない。ただし、貸切運送の開始前に確定できない貸切料金その他の料金及び費用については、貸切運送の完了後又はその実施中に必要な精算を行うこととし、会社に対する追加支払額は、当該金額に関する会社からの通知を受領次第、この約款の定めに従い用機者、旅客、荷送人、荷受人又は荷主のいずれか該当する者が支払うものとします。会社が要求する場合、用機者又は荷送人は、貸切運送の開始前に確定できない貸切料金その他の料金及び費用を補うに充分であると会社が認める概算額を、会社に預入れなければならない。当該預入に伴う会社から用機者若しくは荷送人に対する残金の支払又は用機者若しくは荷送人から会社に対する追加支払については、貸切運送の完了後の当該貸切料金その他の料金及び費用の額が確定した時点で精算します。

第19条 取消手数料

用機者は文書による通告により、貸切契約を取消することができます。当該通告は、会社が受領したときに効力が発生します。上記取消の場合、用機者は、会社に対し、次により取消手数料を支払わなければなりません。

- (1) 貸切飛行の開始予定日時の 61 日以前の取消の場合、貸切契約に定める貸切料金の 10 パーセント
- (2) 貸切飛行の開始予定日時の 60 日前から 15 日以前の取消の場合、貸切契約に定める貸切料金の 25 パーセント
- (3) 貸切飛行の開始予定日時の 14 日前以降の取消の場合、貸切契約に定める貸切料金の 50 パーセント
- (4) 取消通知を出発予定時刻以降に受領した場合、貸切契約に定める貸切料金の全額
- (5) 用機者による上記取消の場合、取消手数料と収受済貸切料金その他の料金及び費用との差額は、各場合に応じて、用機者に払戻し又は用機者から徴収します。

第20条 免責

航空運送状の発行後、用機者が前項に定める取消を行う場合、貸切契約による荷送人との運送契約は自動的に取消されるものとし、用機者は、当該取消に起因する荷送人、荷受人その他の当該貸切契約による貸切航空便に利害関係を有する者からの賠償請求につき、会社を免責するものとします。

第21条 取消及び解除の場合の貸切料金その他の料金

1. この約款に別段の定めのある場合を除き、貸切飛行の開始前における貸切契約の取消の場合、会社は、収受済貸切料金その他の料金及び費用を払戻します。貸切飛行の開始後における貸切飛行の打切の場合、この約款に別段の定めのある場合を除き、実施済の運送に対する貸切料金その他の料金及び費用は、会社所定の方式により算出された実施済運送に対する飛行料金及び空輸料金に、当該実施済運送につき会社が実際に支出し又は蒙ったその他の料金及び費用(けい留料金、着陸料金、駐機料金、格納料金、地上取扱料金及び運航管理業務料金その他附随の業務に対する料金を含みます。)を加えた金額とし、貸切料金その他の料金及び費用を当該金額により精算します。ただし、従価料金は、貸切飛行の開始後においては払戻しません。
2. すべての払戻は、貸切料金その他の料金及び費用の支払がなされた国及び払戻が行われる国の法令、規制又は命令に従って行います。上記の定めに従い、払戻は、会社の選択により、貸切料金その他の料金及び費用の支払に充てられた通貨、日本国若しくは払戻がなされる国の法定通貨又は貸切料金その他の料金及び費用が支払われた国の通貨により、貸切料金その他の料金及び費用が、当初に徴収された通貨による払戻額に相当する額で行います。
3. 会社は、会社の本社又は営業所を通じて払戻を行います。払戻にあたっては、会社は、用機者、荷送人、荷受人又は荷主が事前に作成した会社が了承する書式による払戻請求書を必要とします。
4. 貸切料金その他の料金及び費用の払戻は、当該料金及び費用につき会社に支払をした者に対しなされます。

第3章 貨物運送

【第1節 航空運送状】

第22条 荷送人による準備

1. 荷送人は、会社が定める様式、方法及び枚数に従って航空運送状を作成し又は作成させ、会社が貸切運送のため貨物を受託するときに、会社に引渡さなければなりません。会社による航空運送状の交付は、貸切契約による、貨物の貸切運送についての荷送人との契約の締結となります。航空運送状面上には貨率又は料金額は記入せず、貸切航空便の識別表示を記載します。
2. 受託貨物のすべてを 1 通の航空運送状により運送することが適用法令等又は会社規則に違反する場合、会社は、航空運送状を 2 通以上に分割して作成するよう又は作成させるよう荷送人に要求することがあります。

第23条 貨物の状況及び外見

貨物又は荷造の状況及び外見が良好でない場合、荷送人は、当該貨物の状況及び外見を航空運送状に記入しなければなりません。荷送人が当該記入をしなかった場合又は当該記載が不正確な場合、会社は、当該状況及び外見について、航空運送状に記入し又は航空運送状に訂正を記載することがあります。

第24条 準備、補完又は訂正

会社は、荷送人の明示又は黙示の要求により、航空運送状を作成することがあります。この場合、反証がない限り、会社が荷送人に代わり航空運送状を作成したものとみなします。貨物とともに差出された航空運送状に必要記載事項の遺漏がある場合又は誤記がある場合、会社は、可能な限り航空運送状を補完し又は訂正しますが、その義務を負うものではありません。

第25条 記入内容に関する責任

荷送人は、荷送人が航空運送状に記入し又は会社が荷送人に代って航空運送状に記入した記入事項及び記載内容が正確かつ完全であることにつき、会社その他のすべての者に対して責任を負います。荷送人が航空運送状を作成し又は作成させたかどうかを問わず、また、前項の定めに従い会社が荷送人に代わり航空運送状を作成(又は補完)したかどうかを問わず、荷送人は、当該記入事項及び記載内容の不適法、不正確又は不備のある記載内容により会社その他の者が受ける一切の損害に対して責任を負うものとします。

第26条 変造

会社は、毀損又は会社以外の者により変造された航空運送状を受付けません。

【第2節 貨物料金】

第27条 料金全額の支払

第16条に定める適用貸切料金の全額及び会社が支出し又は支出させられた第17条に定めるその他の料金及び費用並びに会社に支払われるべきその他のすべての金額は、貨物の滅失、紛失、毀損又は航空運送状若しくは貸切契約書に明記された到達地への不着にかかわらず、その全額が支払われなければなりません。貨物の滅失、紛失又は毀損に係る損害賠償請求は、すべての貸切料金その他の料金及び費用の支払がなされなければ受付けません。ただし、貨物のどの部分も引渡されていない場合、当該貨物の運送料金が未払であったとしても、当該貨物に関する損害賠償請求を受付けます。損害賠償額を当該貸切料金その他の料金及び費用から差引くことはできません。

第28条 未払料金に対する保証

荷送人は、次の事由により会社が支払い又は蒙ったすべての経費、出費、罰金、科料、時間の空費、損害その他の金額の支払につき保証するものとします。

- (1) 適用法令等により運送が禁止されている品目の貨物への混入
- (2) 荷印、荷番号、宛名若しくは荷造又は貨物の表示の不適法、不正確又は不備
- (3) 輸出入許可書又は必要証明書若しくは書類の不存在、遅延又は不備
- (4) 税関に対する不正な価額申告
- (5) 重量又は容積についての不正確な記述

貨物の引渡を受けるにあたり、又は貸切契約による荷送人との貨物の運送契約上の他のすべての権利の行使にあたり、荷受人は、前払料金を除くすべての上記料金及び金額の支払に同意するものとします。ただし、この同意は、当該金額に対する荷送人の支払債務を免除するものではありません。会社は、上記の支払の確保のため貨物に対し留置権を有するものとし、当該支払がなされない場合には、当該貨物を競売又は任意売却に対し(ただし、売却に先立ち、会社は、航空運送状に記入された住所の荷送人又は荷受人に宛ててその旨を郵便で通知します。)、当該売却代金をもって、上記支払金額の全部又は一部に充当する権利を有します。ただし、当該売却は、不足金額に対する支払債務を免除するものではなく、荷送人及び荷受人は、連帯して当該支払債務を負担するものとします。当該留置権又は売却する権利及び上記

費用を徴収する会社の権利は、現実に支払がなされない限り、支払承認により影響され、消滅し又は損われるものではなく、また、上記支払金額を徴収する会社の権利は、貨物の引渡又は貨物の占有の放棄があっても影響され、消滅し又は損われるものではありません。

第29条 料金の基礎

1. 用機者は、荷送人又は荷送人に代わり、運送にあたってのすべての貨物の価値を航空運送状面に申告しなければなりません。当該価額申告はいかなる金額においてもすることができ、「NVD(無申告)」という記載でも当該申告をしたことになります
2.
 - (1) 運送にあたっての申告価額が会社規則に定める価額を超える貨物については、会社規則に従って従価料金を申し受けます。
 - (2) 従価料金を適用する場合のキログラム当り又はポンド当りの貨物の価額は、運送にあたっての荷送人の申告価額を貨物の実総重量で除したものとします。
3. 貨物の申告価額が当初に従価料金の計算基礎となった申告価額を超過する場合、会社は、当該超過分に基づく従価料金の支払を要求することができます。

第30条 立替払手数料

荷送人からの要求に基づき、会社は、運送料金、荷車運送料、保管料、会社以外の者が行う搭載又は取卸のための手数料、公租及び通関手数料等の立替払金として航空運送状に記載された金額を荷受人から徴収します。立替払金額の徴収及び荷送人への送金に対しては、会社規則に定める手数料を申し受けます。立替払金額の変更は、貨物の荷受人又はその代理人への引渡し前に荷送人により書面でなされなければなりません。

【第3節 貨物の運送引受】

第31条 価額制限

1. 運送にあたっての受託貨物の申告価額が 100,000 米国ドル(又はその相当額)を超える場合、会社は、事前のとりきめがなされない限り、貸切運送を引受けません。
2. 貸切航空機で運送する一口の受託貨物又は数口の受託貨物の価額限度は、2,000,000 米国ドル(又はその相当額)とします。一口の受託貨物についての荷送人による申告価額が当該限度額を超える場合には、同一貸切航空機で運送することはできません。貨物の申告価額の合計が本条の定め違反し又は違反することとなるような貨物については、会社は、同一貸切航空機での当該貨物の運送を拒否することができます。

第32条 貨物の荷造及び荷印

1. 荷送人は、貨物が通常の取扱により安全に運送されるような方法で、かつ、人又は財産に損傷を与えないような方法で適切に梱包されていることを確実なものとする責任を負います。各荷には荷送人及び荷受人の氏名及び住所番を明瞭に、かつ、消えないように記入しなければなりません。
2. 会社規則に定める高価品を含む荷は、会社が認める方法で封印しなければなりません。

第33条 引受可能貨物

会社規則に別段の定めのある場合を除き、貨物を取り扱うために必要な種類及び機能の適当な機材があり、かつ、郵便物の搭載後の許容搭載量に余裕があれば、会社は、あらゆる種類の雑貨、物品、製品及び生産物の運送を引受けます。ただし、次の各号を条件とします。

- (1) 当該品目の運送又は輸出入が出発国、到達国、予定された経由国又は通過国の法令等により禁止されていないこと
- (2) 当該品目が航空機による運送に適した方法で梱包されていること

- (3) 当該品目に運送のため必要な書類が添付されていること
- (4) 当該品目が航空機、人若しくは財産に危険を与えるおそれのないこと

第34条 条件付引受貨物

1. 会社が定める次の品目は、会社規則に定める条件に従ってのみ、貸切航空機による運送を引受けます。
 - (1) 銃器
 - (2) 遺体及び遺骨
 - (3) 生きている動物(家畜、鳥、爬虫類、魚、貝、昆虫及び愛玩動物を含みますが、これらに限るものではありません。)
 - (4) 変敗物
 - (5) 火薬類、高圧ガス、引火性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質、腐食性物質、及び健康、安全又は財産に著しい危険を及ぼすおそれのあるような物質等の危険物
2. 異常な重量、形状又は大きさの荷又は物品は、事前のとりきめがなければ貸切航空機による運送を引受けません。貨物の安全な取扱のため特別の設備を必要とする貨物は、当該特別設備を用機者、荷送人又は荷受人が準備して操作しその費用を負担する場合にのみ、貸切航空機による運送を引受けます。
3. 貨物の単位面積あたりの重量が会社の定める床面搭載制限重量を超える貨物には、当該貨物を搭載する貸切航空機内で使用する適当な受木又は受台を取付け、単位面積あたりの重量が床面搭載制限重量以下となるようにしなければなりません。当該受木又は受台の重量は、当該貨物の重量に加量されます。

第35条 特殊貨物に関する条件の違反に対する責任

貸切航空機による運送引受禁止貨物又は条件付運送引受貨物に関する条項の違反に対する責任は、用機者並びにその貨物の荷送人及び荷主が負うこととし、当該貨物の貸切航空機による運送により生ずる一切の滅失、紛失、損失、毀損、延着、責任又は科料につき、これらの者は連帯して会社を免責するものとします。

第36条 貨物の検査

会社は、すべての貨物の梱包及び内容を検査する権利及び貨物に関連して提出された情報及び書類が正確であるか又は充分であるかを調査する権利を有しますが、その義務は負いません。

第37条 パレット・コンテナ等

荷送人がパレット・コンテナ等の単位搭載用具に積付けを行う場合、荷送人は、会社の積付け指示を守らなければなりません。また、会社の指示を守らなかったことによる結果に対して責任を負い、会社を免責するものとします。

【第4節 運送中の貨物】

第38条 適用法令等の遵守

1. 荷送人は、貨物の運送にあたっての到達国、出発国、予定された経由国又は通貨国の貨物の荷造、運送又は引渡その他に関する適用法令等を遵守し、かつ、当該情報を提供し、当該適用法令等を遵守するため必要な書類を航空運送状に添付しなければならない。また、用機者は、荷送人がこれらに従うことを保証するものとします。荷送人は、当該規定を遵守しなかったことに起因する損害について、会社に対して責任を負います。会社は、当該情報又は書類が正確であるか又は充分であるかを調べ直す義務を負いません。会社は、荷送人が本項の定めに従わないために生ずる損失又は費用について、荷送人、荷受人その他の者に対して責任を負いません。
2. 会社が適用法令等により、貨物の運送を拒絶する必要があると相当なる注意をもって善意で決定し、運送を拒絶する場合、会社はいかなる責任も負いません。

第39条 立替払及び税関手続

会社は、貨物に関する公租公課又は費用を前払し又は立替払しますが、その義務は負いません。また、用機者、荷送人、荷主及び荷受人は、当該前払金及び立替金の支払につき連帯して責任を負わなければなりません。用機者又は荷送人があらかじめ支払う場合を除き、会社は、貨物の出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送に関するいかなる費用をも支払し又は前払する義務を負いません。ある地点で貨物の通関手続をする必要がある場合、貨物は、航空運送状面に通関荷受人として記名されている者に当該地点で引渡されるべきものとみなします。ただし、航空運送状面に当該通関荷受人の記名がないときは、会社又は会社が指定する通関荷受人に引渡されるべきものとみなします。上記の目的のために会社が認証した航空運送状の写しは、原本とみなされます。

第40条 運送中の貨物に対する会社の権利

運送中、運送前又は運送後に貨物がある地点で何らかの目的のため留め置く必要があると会社が判断した場合、航空運送状に記載された住所の荷送人又は荷受人に通知した上で、会社は、当該貨物の荷送人、荷主及び荷受人又はそのいずれかの者の計算において、その危険と費用で貨物を倉庫その他の保管可能な場所で保管若しくは税関当局に引渡し又は荷受人に宛て、前途運送するために貨物を他の運送機関に引渡します。上記の措置に伴い受ける一切の費用又は危険については、当該貨物の荷送人、荷主又は荷受人は連帯して責任を負い、会社を免責するものとします。

第41条 遅延及び取消

第9条第2項に定める事由により貨物の貸切運送が取消され、遅延され、早発され又は打切られた場合、会社は、荷送人、荷受人その他の者に対し、当該事態につき一切責任を負いません。前記の事由により貨物の全部又は一部の貸切運送が打切られた場合、会社は、荷送人の負担でそれを倉庫に保管し、荷送人若しくは荷受人の負担で当該貨物を他の経路で前途運送し又は荷送人若しくは荷受人の負担で、荷送人若しくは荷受人に代わりその代理人として、他の運送機関により前途運送することができます。前記の事由により貨物の全部又は一部の貸切運送が打切られた場合、積替若しくは引渡のための又は当該貨物を保管するための貨物取扱人に対する会社による貨物の引渡は、航空運送状に基づく完全な引渡とみなし、会社は、航空運送状に記載された住所の荷送人又は荷受人に宛てて貨物の当該処分の通知を発する以外に何らの責任も負いません。

第42条 貨物運送の優先順位

適用法令等に基づき、会社は、適正、公平な方法で各受託貨物間の運送の優先順位を決定するとともに、いついかなる地点においても運送する物品と運送しない物品又は取卸す物品を決定し、一口の貨物の全部又は一部を搭載せずに貸切航空便を出発させることがあります。

【第5節 荷送人の貨物処分権】

第43条 処分権の行使

貨物の処分権は、荷送人により行使されなければならない、かつ、一航空運送状の下での受託貨物の全体に対して適用されなければなりません。貨物に対する処分権は、荷送人が、荷送人に交付された航空運送状の一部を提示した場合にのみ行使することができます。処分に関する指図は、会社の定める書式による書面で会社に対しなされなければなりません。処分権の行使の結果、荷受人に変更が生ずる場合、当該新荷受人を航空運送状に当初から記載されていた荷受人とみなします。

第44条 荷送人の選択権

荷送人は、この運送約款上のすべての義務を履行することを条件とし、かつ、会社又は他の荷送人の権利を損わないような方法で処分権を行使することを条件として、次のいずれかにより貨物を処分することができます。

- (1) 出発地空港又は到達地空港で貨物を取戻す

- (2) 運送の途中で着陸の際に貨物を留め置く
- (3) 航空運送状に記載した荷受人以外の者に対し、到達地又は運送の途中で貨物を引渡させる
- (4) 出発地空港への貨物の返送を請求する

第45条 費用の支払

荷送人は、処分権の行使の結果、会社の受けた損失又は損害に対して責任を負い、かつ、会社を免責するものとします。荷送人は、処分権の行使により生じたすべての費用を会社に支払わなければなりません。

第46条 会社の履行不能

第 43 条の定めにかかわらず、会社が荷送人の指図に従うことができないと判断する場合、会社は、荷送人の当該処分権の行使を拒絶することができます。この場合、会社は、速やかに荷送人に対し、その旨を通知します。当該通知に要する費用は、貨物の運送費用としてこれを追徴します。

第47条 荷送人の権利の範囲

荷送人の処分権は、貨物が到達地に到着後、荷受人が貨物若しくは航空運送状を受取り若しくは引渡しを請求し又は貨物受取の意思表示をしたときに消滅します。ただし、荷受人が航空運送状若しくは貨物の受取を拒んだとき又は運送人が荷受人を知ることができなかったときは、当該処分権は、引続き荷送人に帰属するものとします。

【第6節 貨物の引渡】

第48条 荷受人に対する引渡

1. 航空運送状に別段の指定がある場合を除き、貨物の引渡は、航空運送状面に記載された荷受人に対してのみ行います。適用法令等の定めるところにより、貨物を税関その他の官公署に引渡し、会社が荷受人に対し荷受人が貨物の引渡しを受けるために必要な許可を交付し、かつ、第 49 条に定める到着通知を発送した場合、荷受人に対する引渡は有効になされたものとみなします。
2. 貨物の引渡は、荷受人の受領書と引換えに、かつ、航空運送状及びこの約款の条項に従って行います。

第49条 到達通知

第 54 条の定めに従い、貨物が到達地空港以遠に運送される場合を除き、別段の指示がない場合、貨物の到着通知は、通常の方法により、荷受人又は航空運送状に明示された到着通知先に対して行います。会社は、当該通知を受信しなかったこと又は当該通知の受信遅延に対しては責任を負いません。

第50条 荷受人による受取拒絶

1. 第 52 条の定めが適用される場合を除き、引渡地への到着後荷受人が貨物の受取を拒絶し又は貨物を受取らない場合、会社は、航空運送状面に記載された荷送人の指図に従うよう努力します。当該指図が記載されていない場合又は当該指図に従うことが困難な場合、会社は、荷受人が受取らない旨を荷送人に通知し、荷送人の指図を求めます。もし当該指図が 30 日以内に得られなかった場合、会社は、当該貨物を一括して又は数口に分割して競売又は任意売却に付すか、滅却又は廃棄することができます。
2. 荷送人及び荷主は、貨物を受取らなかったことに起因するすべての料金及び費用に対し責任を負います。当該料金及び費用等の中には、荷送人の指図により返送した場合には貨物の返送にあたり支払った運賃を含みますが、これに限るものではありません。貨物が出発地空港に返送された場合であって、荷送人又は荷主が支払を拒絶し又は当該返送後 15 日以内に当該支払を行わないときは、会社は、航空運送状に記載された住所の荷送人に対し処分する旨を 10 日前に通知し、競売又は任意売却により貨物の全部又は一部を処分することができます。

3. 到達地又は貨物が返送された地点での前 2 項に定める貨物の売却の場合、会社は、当該売却代金をもって、会社及び他の運送機関のすべての料金、前払金及び費用並びに売却経費の会社及び他の運送機関に対する支払に充てることができ、残額があれば荷送人の指示に従い保管します。当該貨物の売却は、会社に対する不足額の支払債務につき、荷送人又は荷主を免除するものではありません。

第51条 引渡場所

会社が別段の指定をしない限り又は会社規則に別段の定めのない限り、荷受人は、到達地空港で貨物の引渡を受けて貨物を受取らなければなりません。

第52条 変敗物の処分

変敗物を内容品とする貨物が会社の管理下にあるときに遅延し又は到達地で引取がなされず若しくは引取が拒絶され又はその他の事由により腐敗するおそれがある場合、会社は、直ちに、会社及び他の利害関係人のために必要な措置をとります。当該措置には、貨物の全部又は一部の破壊又は放棄、荷送人の危険と負担とで指図を求めて連絡をとること、荷送人の危険と負担とでの貨物の全部又は一部の保管、競売又は任意売却による貨物の全部又は一部の予告なしでの処分を含みますが、これらに限るものではありません。当該貨物の売却は、会社に対する料金及び費用の支払債務につき荷送人を免除するものではありません。

第53条 貨物添乗者

貨物その他の財産、貸切航空機又はその乗員の安全のために必要な場合、会社は、事前のとりきめにより、貨物に付添う目的で貸切航空機で貨物添乗者を追徴金なしで運送します。会社が別段の定めをする場合を除き、当該添乗者の運送は、この約款の定めに従います。

第54条 出発地空港までの運送及び到達地空港以遠への運送

航空運送状面に記載された貨物(又はその貨物を含む梱包)は、出発地空港の会社の貨物ターミナル又は空港事務所での受取のときから到達地空港までにつき、貸切航空機による運送を引受けます。貸切契約書又は航空運送状面上に明示の合意があれば、航空運送状面に記載された貨物(又はその貨物を含む梱包)は、出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送についても引受けます。当該出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送を会社が行う場合、当該運送は、第 74 条及び第 78 条に定める責任条項と同一の条件で行います。上記以外の場合、貨物の出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送にあたり、運送契約上会社が航空運送状を発行した運送人又は最後の運送人であるときは、会社は、各場合に応じて用機者、荷送人、荷主又は荷受人の代理人としてのみ当該運送を手配します。この場合、会社は、当該附随的運送から発生する損害については、会社自身の故意又は過失に起因するものであることが証明されない限り、一切責任を負いません。用機者、荷送人、荷主及び荷受人は、当該出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送を実施するために必要なすべての権限を会社に委任することとし、当該委任権限には、出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送のための運送手段及びその運送経路の選択(ただし、航空運送状に荷送人が又は貸切契約書に用機者が特に指定している場合を除きます。)、運送書類の作成及び受領(当該運送書類には責任を免除し又は制限する規定を含むことができます。)並びに航空運送状上又は貸切契約書上の価額申告にかかわらず、価額無申告での貨物の託送に関する権限を含みますが、これらに限るものではありません。

第55条 ターミナル・サービス料金

会社規則に定めるターミナル・サービス料金は、用機者又は航空運送状に記載された荷送人若しくは荷受人がそれぞれの場合に応じて負担することとし、当該サービスを会社が行う場合に徴収します。

第4章 旅客運送

【第1節 航空券】

第56条 航空券の発行

会社は、運送に有効な会社の航空券を各旅客に対して無償で発行することとし、その行為は、旅客及び手荷物の運送についての旅客との契約の締結となります。

第57条 航空券の有効性

航空券は、航空券に記載された経路による出発地の空港から到達地の空港までの運送に対してのみ有効です。各搭乗用片は、その搭乗用片に示された航空便に対してのみ有効です。

第58条 航空券の非譲渡性

航空券は譲渡できません。運送を受ける権利を有する人以外の者が提示した航空券により会社が運送を引受けても、会社は、当該運送に関わる真の権利者に対し責任を負いません。当該運送を受ける権利を有する人の認諾の如何にかかわらず、航空券が当該権利者以外の人により現に使用された場合、会社は、当該不法使用に起因する不法使用者の死傷又は不法使用者の手荷物その他の携帯品の紛失、滅失、毀損若しくは延着に対し責任を負いません。

第59条 搭乗手続

旅客は、会社が指定する時刻までに(時刻を特に指定していないときは搭乗便の出発までに搭乗手続及び出国手続を完了できるよう十分な時間の余裕をもって)、会社の搭乗手続カウンター及び搭乗ゲートに到着しなければなりません。

旅客が定められた時刻までに会社の搭乗手続カウンター若しくは搭乗ゲートに到着しない場合、又は到着しても出入国手続書類その他の必要書類が不備で旅行に出発できない場合、会社は、その旅客の予約を取り消すことができ、当該便の出発を遅らせることはありません。

本条の定め旅客が従わなかったことによる損害については、会社は、旅客に対して責任を負いません。

第60条 運送の拒否及び制限

会社は、会社の相当なる判断の下に、次の各号のいずれかに該当すると決定した場合には、旅客の運送を拒否し、又は旅客を降機させることができます。その場合、当該旅客の手荷物についても同様の取扱いとします。なお、本条第(5)項③又は④の場合、上記の措置に加えて、当該行為の継続を防止するため必要と認める措置をとることができます。その措置には、当該行為者を拘束することを含みます。

- (1) 運航の安全のために必要な場合
- (2) 出発国、到達国又は通過国等の関係国の適用法令等に従うため必要な場合
- (3) ① 旅客が第 69 条第 1 項第(2)号に該当する場合
- ② 旅客が、出入国手続書類その他の必要書類を破棄するなど乗継地の国へ不正に入国しようと試みるおそれのある場合
- ③ 会社が不正な入国を防止するため受領証と引換えに乗務員に出入国手続書類その他の必要書類を預けるよう要請したときに、旅客がその要請に応じなかった場合
- (4) 旅客が第 64 条第 3 項又は第 4 項に該当する場合
- (5) 旅客の行為、年令又は精神的若しくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合
 - ① 会社の特別の取扱いを必要とする場合
 - ② 他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合
 - ③ 当該旅客自身若しくは他の人又は航空機若しくは物品に危害を及ぼすおそれのある行為を行う場合
 - ④ 運航乗務員の乗務を阻害し、又はその指示に従わない場合
 - ⑤ 会社の許可を得ることなく、携帯電話、携帯ラジオ、電子ゲーム機又はその他の電子機器を機内で使用した場合
 - ⑥ 機内で喫煙する場合（喫煙には、紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、その他の喫煙器具を使用する場合を含む）

(6) 旅客が提示する航空券が、次のいずれかに該当する場合

- ① 不法に取得されたもの又は航空券を発行する運送人以外の者が発行したもの
- ② 紛失又は盗難の報告が出されているもの
- ③ 偽造されたもの
- ④ いずれかの搭乗用片が故意に毀損されたもの、又は運送人以外の者によって変更されたもの

なお、上記①から④のいずれかに該当する場合、会社は、当該航空券を保管することができます。

(7) 航空券を提示する人が、自らを航空券の「旅客氏名」欄に記載されている人であると立証できない場合。この場合、会社は、当該航空券を保管することができます。

第61条 条件付運送引受

状況、年令又は精神的若しくは身体的状態から判断して、自身に危険又は危害をもたらすおそれがあるような旅客を運送する場合、当該状況、年令又は精神的若しくは身体的状態に起因する死傷、病気若しくは障がい又はそれらの悪化若しくは結果に対して、会社は一切責任を負いません。

第62条 運送の制限

航空機への搭載量がその許容搭載量を超えるおそれがある場合、会社は、運送する旅客又は手荷物を会社規則に従い制限することができます。

【第2節 手荷物】

第63条 手荷物の受付けの制限

1. 会社は、次の物品を手荷物として受付けません。
 - (1) 第1条で定義された手荷물에 該当しない物品
 - (2) 国際民間航空機関(ICAO)及び国際航空運送協会(IATA)の危険物取扱規則並びに会社規則で定められた物品等、航空機、人命又は財産に危険を及ぼすおそれのある物品
 - (3) 出発国、到達国又は通過国の適用法令等によりその運送が禁止されている物品
 - (4) 重量、寸法、形状又は壊れやすい若しくは変質・腐敗するおそれがある等その物品の性質を理由として会社が運送に適さないと判断した物品
 - (5) 生きている動物
 - (6) 銃砲刀剣類等。ただし、会社規則に別段の定めのある場合を除きます。
2. 会社は、前項によって手荷物として運送することを禁じられた物品の運送を拒否し、かつ、適宜必要な措置を取ることができます。また、会社は、発見次第そのような物品の前途の運送を拒否することができます。
3. 会社は、壊れやすい若しくは変質・腐敗するおそれのある物品、貨幣、宝石類、貴金属、有価証券、証券その他の高価品、書類、旅券等旅行に必要な身分を証する文書、又は見本を受託手荷物として受付けません。
4. 会社は、通常の取扱いによる運送に耐えられるようにスーツケースその他の容器で適切に梱包されていない場合、その手荷物を受託手荷物として運送することを拒否することができます。
5. 手荷物として運送することが禁止されているか否かを問わず、第1項で規定された物品が運送される場合、この約款中の手荷物運送に適用される責任限度及びその他の規定が適用されます。

第64条 手荷物の検査等

1. 航空保安上(航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます。)その他の事由により会社が必要と認めた場合、本人又は第三者の立会いを求めて、開被点検その他の方法により手荷物の検査をすることがあります。また、会社は、旅客又は第三者の立会いがない場合であっても、第 63 条第 1 項で定められた物品を旅客が所持し又は旅客の手荷物に入っていないかを検査することができます。
2. 航空機の不法な奪取、管理若しくは破壊の行為の防止のため会社が必要と認めた場合、旅客の着衣又は着具の上からの接触、金属探知器等の使用により旅客の装着する物品の検査をすることがあります。
3. 会社は、旅客が第 1 項の検査に応じない場合には、当該手荷物の搭載を拒絶することがあります。
4. 会社は、旅客が第 2 項の検査に応じない場合には、当該旅客の搭乗を拒絶することがあります。
5. 会社は、第 1 項又は第 2 項の検査の結果として第 63 条第 1 項に定める手荷物の禁止制限品目に該当する物品が発見された場合には、当該物品の持込み若しくは搭載を拒絶し、又は必要な処分をすることがあります。

第65条 受託手荷物

この約款に定めるいかなる条項も、会社が手荷物の運送を受託していない区間につき、手荷物を委託する権利を、旅客に認めるものではありません。

第66条 手荷物の受取及び引渡

1. 旅客は、手荷物が受取り可能な状態になり次第、到達地又は途中降機地で、当該手荷物を受け取らなければなりません。
2. 手荷物の受託時に発行された手荷物切符及び手荷物合符の所持人に対してのみ、当該手荷物の引渡を行います。ただし、手荷物の引渡を請求する者は、手荷物合符を提示できない場合であっても、手荷物切符を提示し、当該手荷物を他の方法で特定できる場合には引渡を受けることができます。会社は、手荷物切符及び手荷物合符の所持人がその手荷物の引渡を受ける正当な権利者であるかどうかを確認する義務を負いません。会社が正当な権利者かどうかを確認しなかったことに起因する損害については、会社は一切責任を負いません。
3. 前項に定める手続に従い手荷物の引渡を受けることができない場合、その人が当該手荷物の引渡を受ける正当な権利者であることを会社に十分に立証し、会社から請求された場合、当該引渡をなしたことにより会社が受ける損害を賠償する旨を十分に保証したときのみ、会社は手荷物の引渡を行います。
4. 適用法令等による規制がなく、また諸般の状況により可能な場合、会社は、手荷物切符及び手荷物合符の所持人の申出により、出発地又は予定外の寄航地で受託手荷物を引渡す場合があります。出発地又は予定外の寄航地で手荷物を引渡す場合、会社は、当該手荷物につき支払われないかなる料金も払い戻しません。
5. 手荷物切符及び手荷物合符の所持人が、引渡のときに書面により異議を述べないで手荷物を受取ったときは、その手荷物は、反証がない限り、良好な状態で、かつ、貸切契約による旅客との運送契約に従って引き渡されたものと推定します。

第67条 責任限度額を超える手荷物の申告及び従価料金

手荷物の価額が第 76 条(4)号の責任限度額を超える場合、旅客は、当該手荷物の価額を申告することができます。当該申告がなされた場合、会社は、会社の行う運送に対し、従価料金として、超過価額の 100 米国ドル又はその端数につき 50 米国セントの割合で料金を申し受けます。ただし、一旅客の手荷物の申告価額は、2,500 米国ドルを限度とします。

【第3節 出入国手続】

第68条 適用法令等の遵守

旅客は、出発国、到達国又は通過国等関係国の適用法令等並びに会社規則及び会社の指示に従わなければなりません。出入国手続書類その他の必要書類の取得又は適用法令等の遵守に関連して、会社の役員、従業員又は代理人が口頭、書面その他の方法により旅客に対し

て行った援助又は案内等については、会社は一切責任を負いません。また、当該援助又は案内等の結果として、旅客が当該書類を取得できなかったこと又は当該適用法令等に従わなかったことについても、会社は一切責任を負いません。

第69条 旅券及び査証

1.

(1) 旅客は、出発国、到達国又は通過国等関係国の適用法令等によって必要とされるすべての出入国手続書類その他の必要書類を会社に対し提示しなければなりません。また、旅客は、相当なる判断の下に会社が必要と認めた場合、会社がこれら書類の写しを取りそれを保管することに同意します。ただし、会社が出入国手続書類その他の必要書類の提示を旅客より受けた上で当該旅客の運送を行ったとしても、会社は、当該書類が適用法令等に適合していることを旅客に対して保証するものではありません。

(2) 会社は、適用法令等に従わない旅客又は出入国手続書類その他の必要書類に不備のある旅客の運送を拒否します。

2. 会社は、旅客が本条に従わなかったことにより受ける損害については一切責任を負わず、また、旅客が本条に従わなかったことにより会社に損害を与えた場合、旅客は、当該損害を会社に賠償するものとします。

第70条 税関検査

旅客は、要求があれば、税関その他の政府官公署による受託手荷物又は持込手荷物の検査を受けなければなりません。会社は、旅客がこの定めに従わなかった場合、旅客に対して何らの責任も負いません。旅客がこの定めに従わなかったことにより会社が損害を受けた場合には、旅客は当該損害を賠償するものとします。

第71条 官公署の規制

会社は、適用法令等により旅客の運送を拒否しなければならない場合、又は合理的な判断により旅客の運送を拒否する場合、いかなる責任も負いません。

第72条 保安検査

旅客は、官公署、空港係員又は会社による保安検査を受けなければなりません。

第5章 運送人の責任

【第1節 貨物に関する責任】

第73条 価額の申告

荷送人が引渡のときに貨物の価額を申告する機会が荷送人に与えられたことを認め、かつ、航空運送状面に「運送にあたっての荷送人の申告価額」又は貸切契約書に「運送にあたっての申告価額」として記載された金額が 1 キログラムあたり 26SDR を超える場合には、その金額が荷送人の申告価額となることを了承します。

第74条 責任の制限

貨物に関する会社の責任は次のとおりとします。ただし、条約又は適用法令に別段の定めがある場合において、本条の規定が、当該条約若しくは適用法令の定めよりも運送人の責任を免除し、又は当該条約若しくは適用法令で定める責任の限度よりも低い限度を定めていることにより無効とされる場合を除きます。

(挙証責任)

1. 第 2 項及び第 3 項に定める場合を除き、貨物の貸切運送又はそれに附随して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失、毀損又は延着の場合における損害について、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであるときには、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が以下に定める(1)から(3)のいずれかに該当することその他その損害が会社の故意又は過失に起因して生じたものでないことが証明された場合においてはこの限りではありません。
 - (1) 会社が法令、官公署の規制、命令若しくは指示に従ったことにより若しくは荷送人、荷受人その他の者がこれらに従わなかったことにより又は会社の管理できない事由により直接又は間接に生じた破損、滅失、紛失、毀損又は延着による損害
 - (2) 貨物の固有の欠陥又は性質にのみ起因する破損、滅失、紛失又は毀損(貨物の内容品に起因するものを含みます。)による損害(気象、気温若しくは高度の変化、通常の露出又は運送時間により品質が低下し又は腐敗するおそれのあるものを内容品とする貨物は、当該品質の低下又は腐敗による損失又は損害につき会社が一切責任を負わないことを条件として運送を引受けます。)
 - (3) 動物の運送に関わる傷害、紛失、延着、病気又は死亡による損害(動物の運送の場合においては、会社は、荷送人及び荷受人が会社規則に従うとともにその動物についてすべての責任を負うことを条件として運送を引き受けます。)
2. モントリオール改正ワルソー条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに附随して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失又は毀損の場合(延着の場合は含まれません。)における損害については、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであることのみにより、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が以下に定める(1)から(4)のいずれかの原因からのみ生じたものであることが証明された場合においては、この限りではありません。
 - (1) 貨物の固有の欠陥又は性質
 - (2) 会社又は自己の職務を遂行中の会社の使用人若しくは代理人以外の者によって行われた貨物の荷造りの欠陥
 - (3) 戦争又は武力紛争
 - (4) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官公署の規制、命令又は指示
3. モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに附随して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失又は毀損の場合(延着の場合は含まれません。)における損害については、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであることのみにより、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が前項に定める(1)から(4)のいずれかの原因から生じたものであることが証明された場合においては、その範囲内において、この限りではありません。

(責任限度額)

4.
 - (1) 貨物の貸切運送のための料金は、荷送人の申告価額を基礎として算出されており、会社のすべての責任は、いかなる場合にも、航空運送状面又は貸切契約書上に記載された「運送にあたっての荷送人の申告価額」を超えることはありません。荷送人による当該申告がない場合には、会社の責任限度額は、破損し、滅失し、紛失し、毀損し又は延着した貨物 1 キログラムあたり 26SDR とします。

ただし、ワルソー条約又はハーグ改正ワルソー条約の適用を受ける貸切運送の場合であって、会社又は自己の職務を遂行中の会社の使用人又は代理人が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生じるおそれがあることを知りながら行った行為(不作為を含みます。)により損害が生じたことが証明されるときは、この限りではありません。
 - (2) すべての損害賠償請求にあたっては、実損額を証明しなければなりません。

(その他の責任制限)

5. 荷受人又はその他の引渡を受ける権利を有する者に対する貨物の全部ではなく一部の引渡の場合又は貨物の全部ではなく一部の破損、滅失、紛失、毀損又は延着の場合、当該未引渡部分又は損害部分に関する会社の責任は、その貨物の部分又は内容品の価額にかかわらず、重量に基づく按分額とします。

6. 荷送人及び荷受人が自己の物品に起因して他の貨物又は会社の財産に毀損又は破損を与えた場合、当該荷送人及び荷受人は、それによって会社が受けた一切の損失及び費用を会社に賠償しなければなりません。会社は、その内容品である荷送人又は荷受人の物品に起因して航空機、人又は財産に危険を及ぼすおそれのある貨物については、通告なしに、いつでも破棄することができ、この場合、会社は、会社のなした措置につき一切責任を負いません。
7. 会社は、この約款及び会社規則に従う貨物の貸切運送から生じた間接損害若しくは特別損害又は懲罰的損害賠償に対して、会社がその損害の発生を予知していたかどうかを問わず、一切責任を負いません。
8. 損害賠償請求者又は請求の被承継者の故意又は過失が、損害の原因又は原因の一部となった場合、会社は、その故意又は過失が損害の原因又は原因の一部となった程度まで、責任を全部又は一部免除されます。

第75条 貨物の損害賠償請求期限及び出訴期限

1.
 - (1) 貨物の引渡を受ける権利を有する者が異議を述べないで貨物を受取った場合、貨物は、反証がない限り、有効な状態で、かつ、運送契約に従って引渡されたものと推定します。
 - (2) 貨物に破損又は毀損(内容品の数量の不足の場合も含みます。)があった場合にあっては、その受取の日から 14 日以内に、遅延があった場合にあっては、当該貨物の引渡を受ける権利を有する者が当該貨物を処分することができた日から 21 日以内に、滅失又は紛失(引渡不能の場合も含みます。)があった場合にあっては、航空運送状の発効日から 120 日以内に、又は航空運送状が発行されなかった場合にあっては、運送人が輸送のために貨物を受け取った日から 120 日以内に、当該貨物の破損又は毀損が発生したおおよその日時及び賠償請求の明細を明確に記載した書面を会社の事務所に提出しなければ、いかなる損害賠償請求も認められません。
 - (3) 人の死傷に係る損害賠償請求を除き、前号に定める以外のすべての損害賠償請求は、航空運送状の発行の日から 270 日以内に文書によりなされなければなりません。
2. 会社に対する責任に関する訴えは、到達地への到達の日、貸切航空機が到達すべきであった日、又は貸切運送の中止の日から 2 年以内に提起しなければならず、その期間の経過後は提起することができません。

【第2節 旅客及び手荷物に関する責任】

第76条 旅客及び手荷物に関する責任制限

運送又はそれに附随して会社が行う他の業務に起因する旅客の死亡若しくは負傷その他の身体の障がい、旅客若しくはその手荷物の延着、又は旅客の手荷物の滅失若しくは毀損(以下総称して「損害」といいます。))に関する会社の責任は、条約又は適用法令等に別段の定めのある場合を除き、次のとおりとします。なお、旅客の側に故意又は過失があった場合には適用法令等に従うものとします。

- (1) 会社は、会社の過失に因らない持込手荷物に対する損害について一切責任を負いません。持込手荷物の搭載、取卸又は積替にあたって会社の役員、従業員又は代理人が旅客に与えた援助は、単なるサービスにすぎません。
- (2) 会社は、会社が適用法令等に従ったことにより若しくは旅客がこれらに従わなかったことにより、又は会社の管理できない事由により直接又は間接に生じた旅客及び手荷物の損害について、一切責任を負いません。
- (3) モントリオール条約以外の条約が適用される場合
 - ① 会社は、条約に定める国際運送で、会社が行う運送について、条約第 22 条第 1 項の定めに従い、次のとおり同意します。
 - (i) 会社は、条約第 17 条にいう旅客の死亡又は負傷その他の身体の障がいに係わる損害賠償請求に関して、条約第 22 条第 1 項に基づき定められた各旅客に対する責任限度額を援用しません。ただし、後記(ii)に定める場合を除き、会社は、そのような損害賠償請求に関して、条約第 20 条第 1 項その他適用法令等の下で可能な抗弁権を放棄するものではありません。

- (ii) 会社は、条約第 17 条にいう旅客の死亡又は負傷その他の身体の障がいに係わる損害賠償請求に関しては、裁判所が妥当と認定する弁護士費用を含めた訴訟費用を除く 151,880SDR までは、条約第 20 条第 1 項に定める抗弁権を援用しません。
- ② この定めは、故意に損害を惹起し旅客の死亡又は負傷その他の身体の障がいをもたらした人より又はその人を代理して、若しくはその人に関して提起された損害賠償請求に関する会社の権利に影響を及ぼすものではありません。
- (4)
- ① モントリオール条約が適用となる運送の場合、会社の手荷物責任限度は、旅客 1 人当たり 1,519SDR を限度とします。
- ② 上記①で定められた場合を除き、会社の責任限度は、受託手荷物の場合にあっては、1 キログラムあたり 19SDR とし、持込手荷物の場合にあっては、旅客 1 人あたり 380SDR を限度とします。
- ③ 上記①及び②に定められた限度額は、旅客が事前により高い価額を申告し、かつ、第 67 条に従って従価料金を支払った場合は適用されません。この場合、会社の責任は、当該高額を申告した価額を限度とします。いかなる場合にも、会社の責任は、旅客が受けた実損額を超えることはありません。損害賠償請求にあたっては、旅客が損害額を証明しなければなりません。
- (5) アメリカ合衆国、カナダ又は会社規則で定めるその他の国の国内地点を発地又は着地とする受託手荷物の場合にも、会社の責任は前号の規定に従います。この場合、個々の受託手荷物の重量は、32 キログラム(70 ポンド)を超えないものとみなします。(したがって、前号②が適用される会社の責任限度額は、608SDR となります。
- (6) 上記(4)号②が適用される場合であって、旅客に対する受託手荷物の一部の引渡の場合又は受託手荷物の一部の損害の場合、当該未引渡部分又は損害部分に関する会社の責任は、当該受託手荷物の部分又は内容品の価額に関係なく、重量を基礎とした按分額とします。
- (7) 会社は、旅客の手荷物の内容品に起因した旅客の手荷物に対する損害について、責任を負いません。旅客が自己の物品に起因して他の旅客の手荷物又は会社の財産に損害を与えた場合、当該旅客は、それによって会社が受けた一切の損失及び費用を会社に賠償しなければなりません。
- (8) 旅客の受託手荷物に含まれている壊れやすい若しくは変質・腐敗するおそれのある物品、貨幣、宝石類、貴金属、有価証券、証券その他の高価品、書類、旅券等旅行に必要な身分を証する文書又は見本に対する損害については、会社は、それが含まれていることを会社が了知していたかどうかを問わず、責任を負いません。
- (9) 会社は、この約款の規定上手荷物とはならない物品の引受を拒否することがあります。ただし、当該物品を会社が受領したときは、当該物品は、手荷物価額及び責任限度の適用を受けます。
- (10) 会社は、この約款及び会社規則に従う旅客及び手荷物の貸切運送から生じた間接損害若しくは特別損害又は懲罰的損害賠償に対して、会社がその損害の発生を予知していたかどうかを問わず、一切責任を負いません。
- (11) この約款に定める場合を除き、会社は、条約上認められる全ての抗弁権を留保します。第三加害者について、会社は、全ての支払いに関して、その一部又は全部につき、全ての求償権を留保します。

第77条 旅客及び手荷物の損害賠償請求期限及び出訴期限

1. 手荷物が毀損があった場合には毀損の発見後直ちに(遅くともその受取の日から 7 日以内に)、延着又は紛失若しくは滅失があった場合には手荷物を受け取った日(延着の場合)又は手荷物を受け取ることができたであろう日(紛失又は滅失の場合)から 21 日以内に、それぞれ当該手荷物の引渡を受ける権利を有する者が会社の事務所に対し異議を述べなければ、いかなる損害賠償も認められません。すべての異議は、書面で、上記に定められた期間内に発送することにより述べなければなりません。運送が条約の適用を受ける国際運送ではない場合、損害賠償請求者が次の事項を証明するときは、当該異議通知をしなかった場合にも、訴訟を提起することができます。
- (1) 正当な理由で当該通知をすることができなかったこと
- (2) 会社側の作為により当該通知がなされなかったこと
- (3) 会社が旅客の手荷物に対する損害を知っていたこと

2. 旅客及び手荷物の責任に関する会社に対する訴えは、到達地への到達の日、貸切航空機が到達すべきであった日又は貸切運送の中止の日から起算して2年以内に提起しなければならず、その期間の経過後は提起することができません。

第78条 適用法令等

1. 条約の適用を受けない国際運送の場合を除き、会社が行う運送には、当該運送に適用になる条約に定められた責任に関する規定及び制限が適用されます。
2. 前項の定めと抵触しない範囲内において、会社が行うすべての貸切運送及びそれに附随するその他の業務は、次の定めに従います。
 - (1) 適用法令(条約を補足する国内法又は条約に定める「国際運送」でない運送に対し、条約の規定を準用している国内法を含みます。)、官公署の規制、命令及び指示
 - (2) この約款及その他の会社規則(これらは、会社の営業所及び会社が定期便を運航している空港の事務所で閲覧することができます。)
 - (3) 条約の適用上、予定寄航地(必要に応じて、会社はこれを変更することがあります。)は、出発地及び到達地を除く、運送経路上の予定寄航地として、航空運送状若しくは航空券に記載され又は貸切契約書に示されている寄航地とします。

第79条 使用人に対する適用

この約款及び会社規則に定める会社の責任の免除又は制限に関する一切の規定は、自己の職務を遂行中の会社の代理人、使用人又は代表者並びに運送のために会社が使用する航空機の保有者及び自己の職務を遂行中のその代理人、使用人又は代表者に対しても適用されます。これらの者に対して請求できる賠償総額は、会社の約款上の限度額を超えないものとします。

第80条 法令違反条項

航空運送状、航空券、貸切契約又はこの約款その他の会社規則に定める規定が適用法令等に違反し無効とされる場合であっても、当該規定は、それらと抵触しない範囲内において依然として有効です。ある規定が無効となっても、その他の条項に影響を与えるものではありません。

第81条 改訂及び権利放棄

会社の代理人、使用人又は代表者は、運送契約又はこの約款その他の会社規則のいかなる規定をも変更若しくは改訂し又はいかなる権利をも放棄する権限を有しません。

附則

第1条 適用期日

この運送約款は、2024(令和6)年12月28日から適用します。